

ホームページ公開用

平成30年7月9日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成30年7月9日（月） 14時00分 ～ 15時33分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	服部和也
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
委員	近藤恵里	教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管（高校）	高橋宗彦
		教育総務課教育主管（義務）	早川 剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管（義務）	古田秀人
		教職員課教育主管（高校）	大坪一才恵
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		学校支援課教育主管	森岡孝文
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

3 議事日程等

報第1号及び議第1号から議第4号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成30年6月18日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
	<p>職員の表彰について専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第1号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について（非公開案件）	
	<p>岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議題3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
議第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
事務局報告（政策）	
（1）県立学校の教科書採択について	
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>資料13頁を御覧ください。採択方針については、今年度第1回の教育委員会において説明後、議決いただき、現在学校において選定結果が通るところである。県立学校の教科書採択については、本年度は8月23日の定例教育委員会において皆様に採択をご審議いただくことになる。2点、お知らせ、お願いがある。1点目は、別置きでお配りしている資料の「高等学校用教科書目録」及び特別支援学校用の「選んだ一般図書資料」をご覧いただきたい。これは、高等学校及び特別支援学校において、来年度使用することのできる教科書の一覧を示したものである。本日は、その一覧に示されているもののうち、昨年度新たに教科書検定に合格した高等学校用の教科書（60冊）及び追加された特別支援学校用の一般図書（14冊）の実物を用意したため、よろしければ後ほど手に取って御覧ください。これらについては、次回の定例教育委員会までの間、お持ち帰りいただいても結構です。なお、平成28年度以前の教科書検定に合格した教科書については、本日はお持ちしていないが、実物を御覧になりたいという御希望があれば、事務局に御指示ください。また、別置きでお配りしている資料「教科書採択における公正確保の徹底等について（依頼）」を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第14条第6項）では、自己・配偶者若しくは三親等以内の親族が本件に関して利害関係者である場合は議事に加わることができない旨を規定している。関係法令の趣旨を徹底するため、お配りしている自己申告書に記載をいただいたうえで、事務局に提出をお願いします。</p>

(2) 第1回新子どもかがやきプラン推進委員会について

特別支援
教育課長

平成30年5月31日に開催された「第1回新子どもかがやきプラン推進委員会」について報告する。資料14頁をご覧ください。本会議では、平成30年度に取り組む「アクションプラン2018」の重点施策等について、現状と課題について確認し、意見を聴取した。委員の皆さまから出た主な意見は4点あり、1点目は、現在プランの中で県立学校内に高等特別支援学校の整備を行う「高等特別支援学校の全県展開について」で、高等特別支援学校が専門学科のある高校内に入るのは、両校が学習する教科が重なるうえに、高校の設備が活用でき、両校の生徒が自然な形で交流できる魅力があるという意見をいただいた。2点目の「中重度の知的障害のある生徒の作業学習について」は、高等特別支援学校が整備されることにより、従来の特別支援学校の生徒像に少し変化がみられてきている。そこで、中重度の生徒の作業学習の就労に結びつくものがあることから、学習内容の見直しが必要ではないかとの意見をいただいた。3点目の「寄宿舎の在り方について」は、現在、遠方から通学している生徒が減少しているが、家庭の状況により児童生徒が入舎できるような仕組みを考えていくと良いのではないかという意見をいただいた。4点目の「通級指導教室について」は、通級対象の児童生徒が増加している現状があり、それに対する教員の養成や専門性のある教員が地域をまたいで指導できる体制の整備が必要ではないかという意見をいただいた。

(3) 岐阜県いじめ防止等対策審議会について

学校安全
課長

平成30年6月14日に開催した「平成30年度 岐阜県いじめ防止等対策審議会」について報告する。資料15頁をご覧ください。当審議会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき設置したもので、岐阜県いじめ防止等対策審議会条例により、岐阜県立学校におけるいじめ重大事態に関する事、いじめの防止等のための対策に関する事等を調査審議することとしている。構成は専門家等7名である。「4」以降は当日の会議の概要であり、委員長及び副委員長選出に続き、書面開催した審議会結果についての報告、昨年度発生した県立学校におけるいじめ重大事態の事案の概要、調査結果等についての報告、本県のいじめの認知件数の推移、都道府県別1,000人当たりのいじめの認知件数等についての報告をそれぞれ行った。委員から出された主なご意見や質問の中で、「いじめ認知や件数の把握方法について」の質問があったため、定期的なアンケート調査等を実施していること、一人が複数名からいじめを受けても1件としてカウントする旨お答えした。また、「軽微ないじめであっても積極的な認知が重要との意見をいただいた一方で、認知数が増えれば増えるほどその対策が求められるので、現場が報われない。」といった意見も出された。なお、不登校重大事態の調査は、文科省の指針通り学校による調査を原則とし、必要に応じて当審議会がチェック機能を果たすことによいのではないかとの意見が出た。

稲本委員

いじめ防止等対策審議会の報告について、今後どのようなかたちで各学校に仕事をしていただくのか。どうシステムに反映するのか。

学校安全
課長

いじめ重大事態の調査報告書は、各学校において再発防止に活用していただくとともに、生徒指導主事の会議や校長会等で注意事項として申し上げる予定である。

稲本委員

客観的には誰でも良いことを言える。具体的に現場に浸透させていくことや、埋もれている中から困ったことを発見していく仕事を実際にやってみると難しいことである。浸透のさせ方や、良い意見をどう反映するのかを考えながら進行していただきたい。せっかく意見が出されているため、実行できるようお願いしたい。

森口委員

いじめ防止等対策審議会の報告の、委員から出された主な意見の中に「認知数が増えれば増えるほどその対策が求められるので、現場が報われない。何が重要なのか、整理する必要がある。」とあるが、この文章だけでは分かりにくいので、どのようなことを言

ホームページ公開用

	いたかったのかももう少し説明していただきたい。
学校安全課 校長	基本的にいじめについては、現場で積極的に認知していただくようお願いしている。いじめを積極的に認知していただいたうえで、対処することが必要である。もちろんいじめが少なければ少ない方が良いが、現実としていじめはあるため、本来は積極的に認知し解消に向けて対応していく必要がある。「何が重要なのか、整理する必要がある。」との意見については、我々としては積極的に解消にむけて努力していくことだと考えている。いじめが少ないことが評価として良いわけではなく、積極的に認知したうえで解消していくことが学校としての評価に繋がる。
森口委員	現場が報われないというのは、つぶさに調べた人たちが報われないという意味なのか。
学校安全課 校長	実際に調べれば調べるほど大変ではあるが、そこはやむを得ないところであると考えている。
森口委員	調べれば調べるほど、学校現場の対応が大変になるという意味か。
学校安全課 校長	そうである。対応が非常に大変だという意見が出されたが、そこは積極的に認知し、対応していただくのが本来の在り方であると捉えている。
近藤委員	第三者の方々が、「現場が報われないだろう。」と言っているということか。
学校安全課 校長	学校の負担は増えるが、そこはやむを得ないと考えている。
森口委員	本当にいじめかどうかというのは、大人が考えることと異なる場合もある。そのため、つぶさに見ている教員たちは、よく目が行き届いているということであり、良いことであると考えている。探さなければ、無かったと言うのは簡単で、「これも、いじめかもしれない。」という察知能力や直感の鋭さは褒めるべきところであり、大きなことにならないければ、それは「良かった。」という安堵に繋がるほうが自然な流れとなるのではないか。探したことに對し、現場が報われないということであれば、方法自体をよく考えなければならぬ。いじめ問題はもちろん無いほうが良いが、必ず起こる。理由は様々だが、整理整頓ができるような人との関わり合いは出来ないからこそ、報われると思っていただいたほうが良いと感じるため、残念である。どんな方法がより良いのか等、私たちが共有しなければ、申し訳なく思ってしまう。
学校安全課 校長	疑いの段階でアンテナを高くして、認知をしたうえで対応していくことが大切である。そのために現場には、出来るだけ積極的に認知をしていただく。もし、自身の学校はいじめがゼロであるというところがあれば、積極的に対外的にその旨を公表し、検証していただく。本当にゼロかどうかを検証するよう現場に対して要請しているところである。
森口委員	「何が重要なのか」の「重要」というのは、調べることなのか、或いは解決することなのか、何を指しているのか。
学校安全課 校長	解消に繋げることと、再発防止である。
森口委員	解決しようと思うと、逆にぎくしゃくしてしまうかもしれない、もどかしさがあるということか。

ホームページ公開用

学校安全課 校長	（ そういったことも含まれる。 ）
稲本委員	<p>その辺の議論はもう少し丁寧に行うべきである。教員が報われないとってしまえば、それで終わってしまい、やらないという話になってしまうが、それでは見逃すことになる。見つけようとするは大変で、無駄なこともいっぱいある中で何が重要なのかを見つけ出すノウハウが重要なのではないかと思う。そういったことを丁寧に記載しなければ、報告として資料の内容では納得しない人が出てくる。</p> <p>また、教科書の問題について、教育委員会はいくまでも公正にするしかない。選ぶ方のリストを確認したが、難しい問題で、自身は物理出身であるため物理の教科書を確認したが、どれも物理のことを分かっておらず納得できない。より丁寧に教科書のチェック作業を行っていただきたいと考えており、黄マーカーで示されている新しい教科書についての傾向もある中で読み取れることとして、例えば、英語の教科書は新しいものが多いということは、英語教育に対して新しい教科書がどんどん出てきているということである。選定する人たちはよく読み取り、新しい教科書への傾向に対し、しっかりチェックをしてどれを選定したのかを報告もしていただくと有難い。さらに、数学も新しくなっており、その中でも数学Ⅲが新しい教科書が多い。コンピューターが入り、新しい概念が必要となっている。それを教科書がどこまで網羅しているのか、選定する人はよく理解していただきたい。また、漢文は最近あまり勉強をしないため、新しいものがひとつもない。現在の中国の言葉と漢文の関係のようなものが記載してある教科書があれば良いのではないか。漢文を勉強していれば中国へ行った際に喋ることはできなくても、筆談をすることができる。時代に合わせて、漢文も新しい教科書があると良い。そのような視点も含め、選定をしていただきたい。副読本も多くでているため、丁寧に確認し選定していただきたいというのが希望である。</p>
竹中委員	教科書目録は、岐阜県独自の推薦ということではなく文科省が許可したものを掲載しているのか。
学校支援課 校長	（ 教科書の発行者が検定に申込みをし、最終的に文部科学大臣から認められた教科書の一覧である。 ）
竹中委員	教育委員会としての方向性や、この教科書が良いなどの色は出さないのか。
学校支援課 校長	（ あくまでも学校が自分たちの実態や教育方針に従ってふさわしい業者を選ぶ。方針は方針として、どのようなことを大切にしていけるのかということは伝えるが、各学校が責任をもって選定をする。 ）
竹中委員	例えば、英語であれば英語担当の先生が選定するのか、校長が選定するのか。
学校支援教育主管	（ 管理職の指導のもと、それぞれの教科担当が教科書の候補をあげ、選定する。また、有識者を交えた選定委員会において選定をする。 ）
竹中委員	先生の意見が割れてしまった場合は2冊選定しても良いのか。
学校支援課 校長	基本的にそれぞれの教科に対し、それぞれの学校で1冊のみ選定する。それぞれの学年ごとに1冊である。
特別支援教育課 校長	（ 特別支援学校の場合は、同じ学年でも生徒によって差があるため、特に知的障がいの生徒がいる学校では発達段階に応じて同じ学年でも違う教科書を選定することがある。 ）

ホームページ公開用

稲本委員	特別支援学校の教員の方が、様々なケースを自身で扱うため、真面目に教科書を選定している感じがする。しかし、一般の高校は地域に影響力の強い人がいたりする。地域ではだいたいどの学校も似たような教科書を選定してしまう。学校の中で選定委員会を設置しているようだが、選定委員の方にはよほど勉強していただかなければならない。無難な教科書を選定されている可能性もあるため、心配である。教育委員会は希望しか言うことができず、あまり多く言ってしまうと私見の侵害になってしまうため、そこが難しい。選定の仕方、過去に教育の出版会社から誘惑を受けたことがあったが、そういったことは止めていただきたい。判定の基準を言うてはいけないが、判定の方法の中で公正に行っていただきたいという意見は言っても良いという判断で良いのか。
学校支援課長	（ 高等学校に、慎重な審議ができるようにサポートしていきたい。 ）
事務局報告（その他）	
（１）岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課長	（ 資料１６頁には、６月分の全国レベル表彰を記載している。先日開催されたアジアジュニア陸上競技会への参加選手から、砲丸投げと円盤投げにおいて２名の生徒が優秀な成績を収めた。 ）
（２）平成３０年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	（ 資料１７頁及び１８頁に教育委員会行事予定を記載している。次回の定例教育委員会は８月２３日を予定している。秋以降には、各学校で周年記念式典の開催が続いている。 ）
閉会	
１５時３３分、閉会を宣言する。	